

諮問番号：令和 6 年度諮問第 9 号

答申番号：令和 7 年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

山梨県総合県税事務所長（以下「処分庁」という。）が令和 6 年 5 月 20 日付けで審査請求人に対して行った地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。以下「徴収法」という。）に基づく自動車税種別割に関する参加差押処分（第●●●●●●●●号）に関する審査請求については棄却されるべきであるとする山梨県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 事案の骨子

審査請求人が令和 2 年度及び令和 4 年度分個人住民税並びに平成 31 年度から令和 4 年度までの国民健康保険税を納付しなかったため、処分庁は令和 6 年 4 月 18 日付けで審査請求人所有の自動車（以下「本件差押財産」という。）に対し差押処分（以下「本件差押処分」という。）を行った。

また、審査請求人が令和 5 年度分の自動車税種別割（以下「本件滞納税」という。）を納付しなかったため、令和 6 年 5 月 20 日付けで本件差押処分に対する参加差押処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が令和 6 年 5 月 22 日付けで本件処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 個人の道府県民税の賦課徴収は、この款及び第 5 章第 2 節に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする（法第 41 条第 1 項）。

- (2) 市町村長は、毎年6月30日までに、道府県の条例で定めるところにより、道府県知事に対し、毎年5月31日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない（法第46条第2項）。
- (3) 種別割に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、道府県の徴税吏員は、当該種別割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない（法第177条の21第1項第1号）、道府県の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差し押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差し押えによりすることができ（同条第5項）、種別割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による（同条第6項）。
- (4) 市町村民税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない（法第331条第1項第1号）、市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による（同条第6項）。
- (5) 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び同法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする（法第335条）。
- (6) 第46条第2項の規定により市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納に関する報告があつた場合には、道府県知事が市町村

長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について1年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第42条第1項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第1項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（当該滞納に係る個人の道府県民税が第24条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割又は第50条の2の規定により課する所得割である場合には、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び第42条第1項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき第294条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割又は第328条の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金。次項において同じ。）について、併せて、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる（法第739条の5第1項）。

- (7) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない（徴収法第47条第1項第1号）。
- (8) 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない（徴収法第48条第1項）。

差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない（同条第2項）。
- (9) 徴収職員は、「納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき」又は「差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき」は、差押えを解除しなければならない（徴収法第79条第1項）。

(10) 徴収職員は、「差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき」、「滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき」又は「差押財産について、3回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき」は、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる（徴収法第79条第2項）。

(11) 税務署長は、第47条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、「動産及び有価証券」、「不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶」又は「電話加入権」につき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第82条第1項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができ（徴収法第86条第1項）、税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない、参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない（同条第2項）。

(12) 徴収法第48条第2項の「差し押えることができる財産の価額」とは差押えをしようとする時における差押えの対象となる財産の処分予定価額を、「差押に係る滞納処分費」とは差し押さえようとする財産に係る滞納処分費の見込額を、「徴収すべき国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の金額」とは差押えをしようとする時においてその差押えに係る国税に優先すると認められる他の国税、地方税、公課その他の債権のその時における債権額を、それぞれいうものとする。

なお、差し押さえることのできる財産の価額や優先する債権の金額の正確な評価は實際上必ずしも容易ではなく、その厳密な評価を要するとすると滞納処分の円滑な遂行が期待できないこと、優先する債権の金額は弁済などによって減少する可能性があること等を考慮すると、差押え

の対象となる財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき税に優先する他の税金その他の債権額の合計額を超える見込みのないことが一見して明らかでない限り、直ちに当該差押えが違法となるものではない（平成 11.7.19 高松高判参照）（国税徴収法基本通達第 48 条関係 5）。

3 前提事実

- (1) 処分庁は、審査請求人に係る本件滞納税について、令和 5 年 5 月 2 日に同月 31 日を期限とする納入通知書を、同年 7 月 20 日に督促状を審査請求人に送付したが、審査請求人からの納入がなかった。
- (2) 処分庁は、令和 6 年 4 月 5 日、審査請求人に係る令和 2 年度及び令和 4 年度分個人住民税及び平成 31 年度から令和 4 年度までの国民健康保険税について、同月 12 日を期限とする徴収受託通知書兼納税催告書を審査請求人に送付したが、審査請求人から期限までに納入がなかった。
- (3) 処分庁は、令和 6 年 4 月 18 日、審査請求人に係る令和 2 年度及び令和 4 年度分個人住民税及び平成 31 年度から令和 4 年度までの国民健康保険税について、法及び徴収法に基づき審査請求人が所有する自動車に対し本件差押処分を行った。
- (4) 審査請求人は、令和 6 年 5 月 17 日、処分庁を訪れ、同日に●●万円、その余については同年 6 月から令和 7 年 5 月までの間、毎月●万円を納付するとの分納誓約を行ったが、同日に●●万円の納付が行われず、審査請求人から納付の意思がない旨の発言があったことから、分納誓約は破棄となった。
- (5) 処分庁は、令和 6 年 5 月 20 日、本件差押財産に対し本件処分を行った。
- (6) 審査請求人は、令和 6 年 5 月 22 日付け、審査庁に対し、本件処分に関する審査請求を行った。
- (7) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、

令和6年12月10日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

法及び徴収法に基づく本件差押財産に対する参加差押処分に違法又は不当な点があるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 新しい職に就いて生活を立て直そうとしている最中であり、分割納付をすることは困難である。
- (2) 本件処分の対象となった自動車は中古で●●万円にて購入したものであり、公売に付されたとしても大した金額にならないことは明白である。
- (3) 審査請求人が居住している●●●では自動車がないと生活が行えず、また、公共交通機関では職場に通勤することが困難であり、仕事を行う上でも欠かせないものである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分については、本件滞納税について、納期限を徒過するも審査請求人から納付が確認されなかったため、督促状を発送したが、発送日から10日を経過した日までに納付がなかったことから、法及び徴収法に基づき本件処分を行ったものである。
- (2) 差押えを解除しなければいけない場合については、徴収法第79条第1項に規定があり、同項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは差押えを解除しなければならないとされている。
- (3) 徴収法第79条第1項第1号は、「納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき」であるが、本件処分に係る本件滞納税の全額は消滅しておらず、当該規定には該当しない。
- (4) 徴収法第79条第1項第2号は、「差押財産の価額がその差押えに係

る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき」であるが、これに該当する事実を客観的に証明できる資料の提出等がないことから、当該規定にも該当しない。

- (5) 本件処分には何ら違法及び不当な点は存在せず、審査請求人の主張には理由がない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 差押えの解除については、徴収法第79条第1項第1号又は第2号のいずれにも該当しないため、解除の理由には当たらない。
- (2) 本件処分の対象となった自動車は中古で●●万円にて購入したもので、公売されても大した金額にならないという審査請求人の主張について、その事実を客観的に証明できる資料の提出がない。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和6年12月15日 審査庁から諮問書の提出

令和7年 3月10日 第1回審議

同年 4月17日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

(1) 参加差押処分について

ア 法第177条の21第1項第1号は、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、道府県の徴税吏員は、当該種別割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。

イ 本件についてみると、審査請求人に係る本件滞納税について、令和5年5月2日に同月31日を期限とする納入通知書を、同年7月20日に督促状を審査請求人に送付したが、審査請求人からの納入がなかったことが認められ、令和6年5月20日に本件処分を行ったものであり、この点について処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ また、本件差押処分が行われていることから、処分庁は、法第177条の21第5項の規定に基づき、審査請求人所有の自動車に対し、交付請求を参加差押えによりすることができることから、処分庁が参加差押えを行ったことに、違法又は不当な点はない。

(2) 本件差押財産に係る審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、差押財産は中古で●●万円にて購入したものであり、公売に付されたとしても高額にならない旨主張する。

イ 当該主張は、本件差押処分は徴収法第48条第2項に規定する無益な差押えに該当し、当該自動車を差し押さえることができないこと又は徴収法第79条第1項に規定する差押えの解除すべき場合に該当することを主張しているものと解されるが、これは本件処分の違法又は不当を理由付けるものではない。

ウ 念のために本件差押処分に関する審査請求人の主張を検討すると、無益な差押えを禁止する徴収法第48条第2項については、差し押さえることのできる財産の価額や優先する債権の金額の正確な評価は實際上必ずしも容易ではなく、その厳密な評価を要するとすると滞納処分の円滑な遂行が期待できないこと、優先する債権の金額は弁済な

どによって減少する可能性があること等を考慮すると、差押えの対象となる財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき税に優先する他の税金その他の債権額の合計額を超える見込みのないことが一見して明らかでない限り、直ちに当該差押えが違法となるものではないとされている（国税徴収法基本通達第48条関係5）。

エ この点、審査請求人は、本件処分の対象となった自動車は中古で●●万円にて購入したものであり、公売に付されたとしても大した金額にならないことは明白である旨主張するが、このことのみをもって、自動車の価格がその差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき税に優先する他の税金その他の債権額の合計額を超える見込みのないことが一見して明らかとはいえず、本件差押処分が違法となるものではない。

オ また、徴収法第79条第1項第1号は、「納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき」を、同項第2号は、「差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき」を解除の要件としているところ、本件においては、審査請求人に係る本件滞納税は全額消滅してしない。

カ 加えて、審査請求人から、差押財産である自動車の価格が差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税等の債権の合計額を超える見込みがなくなつたことを示す具体的な証拠も示されていないことから、徴収法第79条第1項第2号の解除の要件を満たしているとは認められない。

キ よって、処分庁の行った法に基づく審査請求人に対する本件差押処分について、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 その他

本件審査請求における審理手続において、処分庁から提出された弁明書は、審査請求人から別途4件行われた審査請求事件と合わせて1通の弁明書が作成されている。審査請求は特定の処分に対して行われるものであり、一連の手続に関する審査請求であっても、審理手続の併合が行われていない場合には、処分ごとに弁明書を作成するよう留意されたい。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 後藤 和雄

委員 吉澤 宏治